

京都市告示第 659 号

騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準を定める告示等の一部を次のように改め、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

京都市長 門川 大作

- 1 昭和61年4月1日京都市告示第2号（騒音規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準）2表備考1(1)中「及び第2種低層住居専用地域」を「，第2種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。
- 2 昭和61年4月1日京都市告示第3号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する区域）1中「準住居地域」の右に「，田園住居地域」を加える。
- 3 平成12年3月30日京都市告示第395号（指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分）1中「及び第二種中高層住居専用地域」を「，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。
- 4 昭和61年4月1日京都市告示第5号（振動規制法に基づく地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準）2表備考1(1)中「及び準住居地域」を「，準住居地域及び田園住居地域」に改める。
- 5 昭和61年4月1日京都市告示第6号（振動規制法施行規則に規定する区域）1中「準住居地域」の右に「，田園住居地域」を加える。
- 6 昭和61年4月1日京都市告示第7号（振動規制法施行規則に基づく区域の区分等）1(1)中「及び準住居地域」を「，準住居地域及び田園住居地域」

に改める。

(環境政策局環境企画部環境指導課)